

(二) 探査権の共同開発鉱区の減少の登録	共同開発鉱区 の減少をする 部分の数 一個につき十二万円
(三) 探査権の移転の登録	
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区 の面積 十萬平方メートルに つき三十円
ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区 の面積 十萬平方メートルに つき百五十円
(四) 放棄による探査権の消滅の登録	共同開発鉱区 の数 一個につき六万円
(五) 採掘権の設定の登録	共同開発鉱区 の面積 十萬平方メートルに つき二千四百円
(六) 採掘権の存続期間の延長の登録	共同開発鉱区 の面積 十萬平方メートルに

(七) 採掘権の共同開発鉱区の減少の登録	の面積 つき二百四十円
共同開発鉱区 の減少をする 円	一個につき二十四万
(八) 採掘権の移転の登録	部分の数
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区 十萬平方メートルに つき二百四十円
ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区 十萬平方メートルに つき千二百円
(九) 放棄による採掘権の消滅の登録	共同開発鉱区 一個につき六万円
(十) 抵当権の設定又は特定鉱業権若しくは抵当権の処分の 制限の登録	債権金額又は 千分の四
極度金額	

(土)	順位の変更による抵当権の変更の登録	共同開発鉱区 の数	一個につき十二万円
(七)	抵当権の移転の登録		
イ	相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区 の面積	十萬平方メートルに つき六十円
ロ	その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区 の面積	十萬平方メートルに つき百二十円
(三)	抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき二万円
(四)	信託の登録	共同開発鉱区 の面積	十萬平方メートルに つき百二十円
(五)	特定鉱業権共有者の脱退の登録	共同開発鉱区 の数	一個につき九万円
(六)	付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録	共同開発鉱区	一個につき二万円

録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までに掲げるものを除く。） (五) 登録の抹消	の数 共同開発鉱区 の数	一個につき二万円
二十三 漁業権又は入漁権の登録（漁業権又は入漁権の信託の登録を含む。） (一) 漁業権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (二) 漁業権の持分の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録 (三) 入漁権の設定の登録 (四) 入漁権の保存の登録	漁業権の件数 漁業権の件数 漁業権の件数 入漁権の件数 入漁権の件数 入漁権の件数	一件につき千八百円 一件につき九千円 一件につき千五百円 一件につき三千円 一件につき六千円 一件につき千五百円

(五) 入漁権の移転の登録	イ 相続又は法人の合併による移転の登録	入漁権の件数	一件につき千五百円
	ロ その他の原因による移転の登録	入漁権の件数	一件につき四千五百円
(六) 入漁権の持分の移転の登録	イ 相続又は法人の合併による移転の登録	入漁権の件数	一件につき千五百円
	ロ その他の原因による移転の登録	入漁権の件数	一件につき三千円
(七) 先取特権の保存、抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	イ 相続又は法人の合併による移転の登録	債権金額、極度金額又は工事費用の予算金額	千分の四
(八) 先取特権又は抵当権の移転の登録	イ 相続又は法人の合併による移転の登録	漁業権の件数	一件につき千五百円

ロ その他の原因による移転の登録

漁業権の件数 一件につき三千円

(九) 抵当権の順位の変更の登録

抵当権の件数 一件につき千円

(十) 信託の登録

漁業権又は入 一件につき四千五百

円

(十一) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(十)までに掲げるものを除く。）

漁業権又は入 一件につき千円

漁権の件数

(十二) 登録の抹消

漁業権又は入 一件につき千円

漁権の件数

二十四 会社又は外国会社の商業登記（保険業法第六十五条（商業登記法の準用）の規定によつて

する相互会社の登記及び保険業法第二百十五条又は第二百十六条（商法等の準用）の規定によつて

とする外国相互会社の登記並びに中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十一条（商法

及び商業登記法の準用）の規定によつてする中間法人の登記を含む。）

(一) 会社又は相互会社若しくは中間法人につきその本店の所在地においてする登記（四に掲げる登記を除く。）

イ 合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人の設立（合併又は組織変更による設立を含む。）の登記

ロ 株式会社の設立の登記（ホ及びトに掲げる登記を除く。）

ハ 有限会社又は有限責任中間法人の設立の登記（ホ及びトに掲げる登記を除く。）

申請件数	一件につき六万円
資本の金額	千分の七
（これによつて計算した税額が十五万円に満たないときは、申請件数一件につき十五万円）	
資本の金額又は基金（代替基金を含む。）	千分の七
以下この号	
において同	

二 株式会社若しくは有限会社の資本又は有限責任中間法人の基金の増加の登記（へ及びちに掲げる登記を除く。）	じ。）の総額 （これによつて計算した税額が六万円に満たないときは、申請件数一件につき六万円）
増加した資本の金額又は基金の総額	千分の七
（これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）	千分の一・五（合併
ホ 合併又は組織変更による株式会社若しくは有限会社又は有限責任中間法人の設立の登記	は基金の総額により消滅した会社若しくは中間法人又

は組織変更をした会社
の当該合併又は組織
変更の直前における
資本の金額又は基金
の総額（当該消滅し
た会社又は中間法人
が合名会社若しくは
合資会社又は無限
責任中間法人である
場合には、九百万
円）を超える資本の
金額又は基金の総額
に対応する部分につ

—— いては、千分の七）

（これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）

へ 合併による株式会社若しくは有限会社の資本又は有
限責任中間法人の基金の増加の登記

増加した資本 千分の一・五（合併
の金額又は基 により消滅した会社
金の総額 又は中間法人の当該

合併の直前における
資本の金額又は基金
の総額（当該消滅し
た会社又は中間法人
が合名会社若しくは
合資会社又は無限責

任中間法人である場
合には、九百万円）
を超える資本の金額
又は基金の総額に対
応する部分について
は、千分の七）

（これによつて計算した税額が三万
円に満たないときは、申請件数一件
につき三万円）

資本の金額 千分の一・五（分割

をした会社の当該分
割の直前における資
本の金額から当該分

ト
分割による株式会社又は有限会社の設立の登記

割の直後における資
本の金額を控除した
金額を超える資本の
金額に対応する部分
については、千分の
七)

(これによつて計算した税額が三万
円に満たないときは、申請件数一件
につき三万円)

千 分割による株式会社又は有限会社の資本の増加の登
記
増加した資本
の金額
千分の一・五(分割
をした会社の当該分
割の直前における資
本の金額から当該分

リ 相互会社の設立（合併又は組織変更による設立を含む。）の登記 又 新株予約権の登記 ル 支店の設置の登記	
	割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の七） （これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）
申請件数	一件につき三十万円
申請件数	一件につき九万円
支店の数	一箇所につき六万円

ヲ 本店又は支店の移転の登記	本店又は支店の数	一箇所につき三万円
ワ 重要財産委員会の登記（ロ、ホ及びトに掲げる登記の申請と同時に申請するものを除く。）	申請件数	一件につき三万円
カ 社員、取締役、重要財産委員若しくは監査役若しくは委員会委員若しくは執行役又は理事若しくは監事に関する事項の変更（会社又は相互会社若しくは中間法人の代表に関する事項の変更を含む。）の登記	申請件数	一件につき三万円 （資本の金額又は基金の総額が一億円以下 の会社又は中間法人 については、一万円）
コ 支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき三万円
ク 社員の業務執行権の喪失、業務執行の停止若しくは業務代行者の選任、取締役、執行役若しくは監査役若	申請件数	一件につき三万円

レ	商号の仮登記	申請件数	一件につき三万円
ソ	会社又は相互会社若しくは中間法人の解散の登記	申請件数	一件につき三万円
ツ	会社若しくは中間法人の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社若しくは中間法人の回復の登記又は会社若しくは相互会社若しくは中間法人の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記	申請件数	一件につき三万円
ネ	登記事項の変更、消滅又は廃止の登記（これらの登記のうちイからツまでに掲げるものを除く。）	申請件数	一件につき三万円
ナ	登記の更正の登記	申請件数	一件につき二万円

ラ 登記の抹消	申請件数	一件につき二万円
(二) 会社又は相互会社若しくは中間法人につきその支店の所在地においてする登記（四に掲げる登記を除く。）	申請件数	一件につき九千円 （申請に係る登記が、（一）に掲げる登記に該当するものであり、かつ、資本の金額又は基金の総額が一億円以下の会社又は中間法人の申請に係るものである場合には、六千
イ（一）イからネまでに掲げる登記		

ロ 登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
(三) 外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする登記 (四に掲げる登記を除く。)		
イ 営業所の設置の登記 (ロに掲げる登記を除く。)	営業所の数	一箇所につき九万円
ロ 営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記	申請件数	一件につき六万円
ハ イ、ロ及び二に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき九千円
二 登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
(四) 会社又は相互会社若しくは中間法人につきその本店又は支店の所在地においてする清算に係る登記 (外国会社		

円)

又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする清算に係る登記を含む。)

イ 商法第二百二十三条第一項及び第二項(清算人の登記)
(同法又は他の法律において準用する場合を含む。)

ロ 清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは

は変更又は清算人の職務代行者の選任、解任若しくは
変更の登記

ハ 清算の結了の登記

ニ 登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記(これらの登記のうちロに掲げるものを除く。)、登記の更正
の登記又は登記の抹消

申請件数

一件につき九千円

申請件数

一件につき六千円

申請件数

一件につき二千円

申請件数

一件につき六千円

二十五 特定目的会社の登記

(一) 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号） 第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社（以下この号において「特定目的会社」という。）につきその本店の所在地においてする登記 イ 特定目的会社の設立の登記 ロ イ及びハに掲げる登記以外の登記 ハ 登記の抹消 (二) 特定目的会社につきその支店の所在地においてする登記 イ (一)イ及びロに掲げる登記 ロ 登記の抹消	申請件数 申請件数 申請件数 申請件数 申請件数	一件につき三万円 一件につき一万五千円 一件につき一万円 一件につき六千円 一件につき六千円
---	---	---

(一) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十九項（定義）に規定する投資法人につきその本店の所在地においてする設立の登記 (二) (一)及び(三)に掲げる登記以外の登記 (三) 登記の抹消	申請件数	一件につき三万円
二十七 有限責任事業組合契約の登記 (一) 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約（以下この号において「組合契約」という。）につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（(三)に掲げる登記を除く。） イ 組合契約の効力の発生の登記	申請件数	一件につき六万円